

令和3年8月20日  
教育委員会総務課  
行政係 内線4530

## 群馬県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の概要

災害その他の理由により教育委員会会議の開催場所に参集することが困難であるときに、オンライン会議システム等を活用した会議への出席を可能とするため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 教育長及び委員が、災害その他の理由により会議の開催場所に参集することが困難であるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席することができるものとする。（第4条の2第1項関係）
- (2) 委員がオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならないものとする。（第4条の2第2項関係）
- (3) 会議の途中で映像又は音声の送受信ができなくなり、かつ、復旧しないときは、当該委員は、その間の議事について退席したものとみなすものとする。（第4条の2第3項関係）
- (4) 投票による採決を行う場合、オンラインにより会議に出席している委員は、当該投票をすることができないものとする。（第4条の2第4項関係）

### 3 施行日

公布の日とする。

群馬県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年●月●日

群馬県教育委員会教育長 渡辺 郁美

#### 群馬県教育委員会規則第●号

#### 群馬県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会会議規則（昭和三十三年群馬県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第四条の二」に改める。

第二条第三項中「あつた」を「あつた」に改める。

第一章中第四条の次に次の一条を加える。

（オンラインによる会議の出席）

第四条の二 教育長及び委員は、災害その他の理由により会議の開催場所に参集することが困難であるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席することができる。

2 委員は、前項の規定によりオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

3 会議の途中で映像又は音声の送受信ができなくなり、かつ、復旧しないときは、当該委員は、その間の議事について退席したものとみなす。

4 第一項の規定により会議に出席する委員は、第十二条の規定にかかわらず、第十四条第二項の規定による投票をすることができない。

第六条、第七条、第九条第二項及び第十三条第一項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第十四条第一項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第二項中「はかつて」を「諮って」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第十五条第一項中「さきだつて」を「先立って」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十七条中「はかつて」を「諮って」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○群馬県教育委員会会議規則 昭和三十三年九月十二日教育委員会規則第八号</p> <p>改正</p> <p>昭和五四年一月 九日教育委員会規則第八号 昭和六一年 九月三〇日教育委員会規則第九号 平成 四年 三月三十一日教育委員会規則第七号 平成一三年一月二二日教育委員会規則第二七号 平成二七年 三月二四日教育委員会規則第六号</p> <p>群馬県教育委員会会議規則をここに公布する。</p> <p>群馬県教育委員会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—<u>第四条</u>） 第二章 議事日程（第五条—第七条） 第三章 会議（第八条—第十七条） 第四章 会議録（第十八条—第二十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則 （目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）に定めるもののほか、教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他教育委員会の議事運営に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>（定例会及び臨時会）</p> <p>第二条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月一回これを招集するものとする。</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき又は委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して請求が<u>あつた</u>ときに、これを招集</p>	<p>○群馬県教育委員会会議規則 昭和三十三年九月十二日教育委員会規則第八号</p> <p>改正</p> <p>昭和五四年一月 九日教育委員会規則第八号 昭和六一年 九月三〇日教育委員会規則第九号 平成 四年 三月三十一日教育委員会規則第七号 平成一三年一月二二日教育委員会規則第二七号 平成二七年 三月二四日教育委員会規則第六号</p> <p>群馬県教育委員会会議規則をここに公布する。</p> <p>群馬県教育委員会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—<u>第四条の二</u>） 第二章 議事日程（第五条—第七条） 第三章 会議（第八条—第十七条） 第四章 会議録（第十八条—第二十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則 （目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）に定めるもののほか、教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他教育委員会の議事運営に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>（定例会及び臨時会）</p> <p>第二条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月一回これを招集するものとする。</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき又は委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して請求が<u>あつた</u>ときに、これを招集</p>

改正前	改正後
<p>する。 (会議の招集)</p> <p>第三条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき主な事件をあらかじめ各委員に通知してこれを行う。</p> <p>第四条 委員は、招集に応ずることができないときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第二章 議事日程 (議事日程の作成)</p> <p>第五条 教育長は、会議の日時、会議に付議すべき事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ委員に告知しなければならない。</p> <p>(議事日程の変更)</p> <p>第六条 教育長が必要があると認めるとき又は委員から動議が提出されたときは、教育長は、<u>討論を用いないで会議にはかつて</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(延会)</p> <p>第七条 議事日程に記載した事件について議事が終らない場合でも、教育長が必要があると認めるとき又は委員から動議が提出されたときは、教育長</p>	<p>する。 (会議の招集)</p> <p>第三条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき主な事件をあらかじめ各委員に通知してこれを行う。</p> <p>第四条 委員は、招集に応ずることができないときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</p> <p><u>(オンラインによる会議の出席)</u></p> <p><u>第四条の二 教育長及び委員は、災害その他の理由により会議の開催場所に参集することが困難であるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)により会議に出席することができる。</u></p> <p>2 <u>委員は、前項の規定によりオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>会議の途中で映像又は音声の送受信ができなくなり、かつ、復旧しないときは、当該委員は、その間の議事について退席したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>第一項の規定により会議に出席する委員は、第十二条の規定にかかわらず、第十四条第二項の規定による投票をすることができない。</u></p> <p>第二章 議事日程 (議事日程の作成)</p> <p>第五条 教育長は、会議の日時、会議に付議すべき事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ委員に告知しなければならない。</p> <p>(議事日程の変更)</p> <p>第六条 教育長が必要があると認めるとき又は委員から動議が提出されたときは、教育長は、<u>討論を用いないで会議に諮って</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(延会)</p> <p>第七条 議事日程に記載した事件について議事が終らない場合でも、教育長が必要があると認めるとき又は委員から動議が提出されたときは、教育長</p>

改正前	改正後
<p>は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。</p> <p>第三章 会議 (会議の順序)</p> <p>第八条 会議は、おおむね、次の順序により行う。</p> <p>一 開会 二 教育長の報告 三 議事 四 その他 五 閉会</p> <p>2 開会及び閉会は、教育長がこれを行う。 (動議)</p> <p>第九条 委員は、動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、教育長は、会議にはかつて、これを議題としなければならない。 (発言)</p> <p>第十条 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 二人以上の者が発言を求めたときは、教育長は、先に発言したと認める者一人を指名して発言させるものとする。</p> <p>第十一条 発言は、議題外にわたることはできない。</p> <p>2 教育長は、発言が議題外にわたると認めるときは、発言者に注意し、又はこれを制止することができる。 (採決)</p> <p>第十二条 教育長及び出席した委員は採決の数に加わらなければならない。</p> <p>第十三条 教育長は、各委員の論旨が尽きたと認めるときは、会議にはかつて採決しなければならない。</p> <p>2 教育長が採決を宣告したときは、委員は議題について発言することはできない。</p> <p>第十四条 教育長は、順次、各委員の賛否の意見を求め、又は異議の有無を</p>	<p>は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。</p> <p>第三章 会議 (会議の順序)</p> <p>第八条 会議は、おおむね、次の順序により行う。</p> <p>一 開会 二 教育長の報告 三 議事 四 その他 五 閉会</p> <p>2 開会及び閉会は、教育長がこれを行う。 (動議)</p> <p>第九条 委員は、動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮って、これを議題としなければならない。 (発言)</p> <p>第十条 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 二人以上の者が発言を求めたときは、教育長は、先に発言したと認める者一人を指名して発言させるものとする。</p> <p>第十一条 発言は、議題外にわたることはできない。</p> <p>2 教育長は、発言が議題外にわたると認めるときは、発言者に注意し、又はこれを制止することができる。 (採決)</p> <p>第十二条 教育長及び出席した委員は採決の数に加わらなければならない。</p> <p>第十三条 教育長は、各委員の論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。</p> <p>2 教育長が採決を宣告したときは、委員は議題について発言することはできない。</p> <p>第十四条 教育長は、順次、各委員の賛否の意見を求め、又は異議の有無を</p>

改正前	改正後
<p>会議には<u>かつて</u>採決する。</p> <p>2 教育長は、必要があると認めるときは、会議には<u>かつて</u>、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。 (修正の動議)</p> <p>第十五条 修正の動議は、原案に<u>さきだつて</u>可否を決する。</p> <p>2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。</p> <p>3 <u>すべての</u>修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。 (傍聴)</p> <p>第十六条 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。 (その他必要な事項)</p> <p>第十七条 この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に<u>かつて</u>定める。 第四章 会議録 (会議録)</p> <p>第十八条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。 (会議録の作成及び署名)</p> <p>第十九条 会議録は、教育長が指名する職員にこれを作成させる。</p> <p>2 会議録には、教育長及び教育長が指名した委員一名が署名するものとする。 (記載事項)</p> <p>第二十条 会議録には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>一 開会及び閉会に関する事項</p> <p>二 教育長及び出席した委員の氏名</p> <p>三 会議に出席した者の職名及び氏名</p> <p>四 教育長等の報告の概要</p> <p>五 議題及び議事の概要</p> <p>六 その他教育長又は会議において必要と認めた事項</p>	<p>会議に<u>諮つて</u>採決する。</p> <p>2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に<u>諮つて</u>、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。 (修正の動議)</p> <p>第十五条 修正の動議は、原案に<u>先立って</u>可否を決する。</p> <p>2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。</p> <p>3 <u>全て</u>の修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。 (傍聴)</p> <p>第十六条 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。 (その他必要な事項)</p> <p>第十七条 この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に<u>諮つて</u>定める。 第四章 会議録 (会議録)</p> <p>第十八条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。 (会議録の作成及び署名)</p> <p>第十九条 会議録は、教育長が指名する職員にこれを作成させる。</p> <p>2 会議録には、教育長及び教育長が指名した委員一名が署名するものとする。 (記載事項)</p> <p>第二十条 会議録には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>一 開会及び閉会に関する事項</p> <p>二 教育長及び出席した委員の氏名</p> <p>三 会議に出席した者の職名及び氏名</p> <p>四 教育長等の報告の概要</p> <p>五 議題及び議事の概要</p> <p>六 その他教育長又は会議において必要と認めた事項</p>

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 群馬県教育委員会会議規則(昭和二十四年群馬県教育委員会規則第三号)は、廃止する。</p> <p>附 則(昭和五十四年十一月九日教育委員会規則第八号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(昭和六十一年九月三十日教育委員会規則第九号) この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成四年三月三十一日教育委員会規則第七号) この規則は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成十三年十二月二十一日教育委員会規則第二十七号) この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二十七年三月二十四日教育委員会規則第六号抄)</p> <p>1 この規則は、平成二十八年四月一日までの間において別に規則で定める日から施行する。(平成二十八年三月教育委員会規則第十四号で、同二十八年四月一日から施行)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 群馬県教育委員会会議規則(昭和二十四年群馬県教育委員会規則第三号)は、廃止する。</p> <p>附 則(昭和五十四年十一月九日教育委員会規則第八号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(昭和六十一年九月三十日教育委員会規則第九号) この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成四年三月三十一日教育委員会規則第七号) この規則は、平成四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成十三年十二月二十一日教育委員会規則第二十七号) この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二十七年三月二十四日教育委員会規則第六号抄)</p> <p>1 この規則は、平成二十八年四月一日までの間において別に規則で定める日から施行する。(平成二十八年三月教育委員会規則第十四号で、同二十八年四月一日から施行)</p> <p><u>附 則(令和三年●月●日教育委員会規則第●号)</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>